

看護職員需給見通しの今後の進め方について（意見）

これまで通算7回にわたり策定されてきた看護職員需給見通しは、都道府県の医療計画や地域医療介護総合確保基金に係る事業計画の策定に用いられるなど、看護職員の確保対策を着実に実施するうえで欠かせないものです。

今回、地域医療構想の策定が進められる中、「病床の機能分化・連携に対応していくために、看護職員をはじめとした医療従事者の需給について見直しを検討することが必要」との観点から、今後新たに設けられる「看護職員需給分科会」の中で看護職員需給見直しを検討するという方向性は理解できます。

ただし、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年に向けて医療・介護サービスのニーズの増大が予想される中、平成28年及び29年の需給見通しが策定されないことにより、都道府県における看護職員確保対策の立案・遂行に一定の支障を生じることも危惧されます。

つきましては、仮に平成28年及び29年の看護職員需給見通しが策定されない場合においても、都道府県における看護職員確保対策が円滑に行われ得るよう、以下の点につきご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 看護職員需給見通しの今後の進め方について、都道府県への十分な説明を行うこと。
2. 都道府県の実情を十分に把握した上で、必要な助言を行うなど、きめ細やかな支援を行うこと。
3. 「看護職員需給分科会」において検討される看護職員の需給見通しについては、都道府県にできるだけ負担を与えない方法を検討し、都道府県の事務作業が円滑に行われるよう必要な情報提供を行うとともに、平成29年度に行われる医療計画の見直し作業を考慮し、平成28年内に取りまとめること。

平成27年12月18日

看護職員需給見通しに関する検討会構成員
千葉県健康福祉部保健医療担当部長
古元 重和